



出産・子育て応援給付金 (子育て応援ギフト)



出産後、安心して子育てに望めるように相談支援を行うとともに、子育てをしていく中で必要となる費用に役立てていただくため、経済的支援（給付金：5万円相当）を行います。

申請できる対象者や申請方法については、次のとおりとなっていますので、ご確認の上、お手続きください。

□ 支給対象者

次の1～4のすべてに当てはまる産婦の方が対象です。

1. 令和4年4月1日以降に生まれた子どもを養育している産婦
2. 出生届出後、肝付町で面談を受けた方
3. 他の自治体で子育て応援ギフトの支給を受けていない方
4. 肝付町に住所がある方

※ 家庭の都合により、産婦の方が子を養育していない場合は、子を養育しているものの氏名で申請が可能です。

□ 支給額

5万円

※口座振込での支給となります。
※双子の場合は10万円の支給となります。(5万円×生まれた子の数)

□ 必要な手続き

※転入者の方は、お手続きが異なる場合がありますので、一度ご相談ください。

□ 令和5年1月末日までに生まれた子を養育している産婦

出産応援ギフトと同時申請が可能です。役場から申請に必要な書類を一式お送りします。(2月上旬予定)

必要箇所をご記入いただき、肝付町役場健康増進課へご提出ください。

▼ 提出書類

- ・ 子育て応援ギフト申請書兼請求書
- ・ 通帳のコピー ※
- ・ アンケート（出産後の方向け）

□ 令和5年2月1日以降に出生届出をした産婦

出生届出後に保健師・助産師との面談を受けていただきますので、その際にご案内いたします。 ※申請には面談が必須となっています。

▼ 提出書類

- ・ 子育て応援ギフト申請書兼請求書
- ・ 通帳のコピー ※

※その他、申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を提出して頂く必要があります。

※出産応援ギフトの申請で通帳のコピーをすでに提出している方については、再度提出して頂く必要はありません。

□ 申請の流れ

① 肝付町役場 健康増進課から、面談日のご相談をさせていただきます。

③ 申請書類に不備がなければ、目安として1～2ヶ月後に指定の口座にお振込いたします。

出生届出

面談実施



※令和5年1月末日までに生まれた子を養育している産婦の方で、役場から申請書が届いた方については、面談の代わりにアンケートを記入していただくことで、面談をすることなく申請が可能です。

② 申請書類一式を肝付町役場 健康増進課へご提出ください。



▲制度説明については、こちら（厚生労働省のページ）をご確認ください。